資料６

HIGASHIOSAKA



# 東大阪市子ども・若者計画
# ～子ども・若者が自由に夢を描けるまち　東大阪～

## 子どもの権利条例関連部分抜粋



# ８.東大阪市子ども・若者計画における「夢」の位置づけ

夢とは、それが叶ったときに自分が幸せを感じられることです。大きな目標や特定の職業だけでなく、日常の楽しみや「こうありたい」という漠然とした気持ちも、すべてが夢となります。

## 夢を叶えるための５ステップ

夢を描いてから叶えるまでの間には大きく５つのステップがあります。
人やモノ、知識や経験などに触れることでそれらのステップに自らの力で踏み出していくことができます。




令和７年度ひがしおおさか地方創生ラウンドテーブルでは、「子ども・若者が夢を叶えられるまち」について多角的に議論しました。東大阪市子ども・若者計画における「夢」の定義は、当該会議で出た意見をもとに作成したものです。（別冊資料「東大阪市子ども・若者計画　ひがしおおさか地方創生ラウンドテーブル編」参照）

# 東大阪市子ども・若者計画

## 夢の5か条（ゆめの５かじょう）

1. **夢は自分で描くもの（ゆめはじぶんでえがくもの）**
   夢は、誰かの期待や押しつけではなく、自分の気持ちから生まれ、大切に扱われるべきものである。
2. **夢は誰でも描けるもの（ゆめはだれでもえがけるもの）**
   年齢や性別、環境にかかわらず、誰もが自由に夢を描くことができる。
3. **夢は急いで見つけなくてよいもの（ゆめはいそいでみつけなくてよいもの）**
   誰かと比べて早く夢を見つける必要はない。たとえ夢が無くて悩んだり、探したりしても、自分と向き合う大切な時間となる。
4. **夢は途中で描き直せるもの（ゆめはとちゅうでえがきなおせるもの）**
   途中で迷っても夢は育ち続ける。成長や環境の変化によって夢が変わることや、一度立ち止まって夢と向き合い直すことも、夢への前進である。
5. **夢は見るだけではなく、叶えるもの（ゆめはみるだけではなく、かなえるもの）**
   夢の実現は、自分を認める心を育てる。夢と向き合い自ら考えて動くこと自体に価値があり、たとえ夢が叶わなくても、そのために努力した経験は自分の力となり、次の夢へとつながっていく。

## 夢を見守る3つの約束（ゆめをみまもる3つのやくそく）

1. **夢はみんなで受け止める（ゆめはみんなでうけとめる）**
   周りの人たちは、子ども・若者の夢を否定せずに向き合い、まずは受け止める存在になる。その存在が子ども・若者の主体性を生む。
2. **夢はみんなで広げる（ゆめはみんなでひろげる）**
   周りの人たちは、子ども・若者の視野を広げ、選択肢を増やす役目がある。他者との関わりや対話によって、夢はより現実的なものになっていく。
3. **夢はみんなで叶えていく（ゆめはみんなでかなえていく）**
   一人ひとりの夢を見守り、みんなで応援し続ける。夢への挑戦は、みんなの成長をもたらす。



作者：辻田 泰清

# 1　子ども・若者の権利の尊重

**子どもは「権利の主体」であるとの認識のもと、すべての子ども・若者が自分らしく安心して生活し、子どもと大人が互いを尊重しながら、子どもの権利が自然に守られ、夢や希望の実現に向けたチャレンジを地域全体で支え、応援するまちをめざします。**

## 施策を取り巻く国・府、社会の状況

・子どもの権利条約の批准から３０年余りが経過した現在も、家庭や学校、地域社会における権利への理解や認識は十分とは言えず、社会全体で一層の周知・啓発が求められています。子ども・若者が「権利の主体」として意見を表明し、その意見が尊重される機会についても依然として限られており、社会参画の場の確保が課題となっています。
・令和５年４月に施行されたこども基本法では、子どもの権利条約の理念を国内法として明確に位置づけ、すべての子どもが意見を表明し、その意見が尊重されることを基本理念として示しています。また、地方公共団体に対しても、この基本理念に沿った施策の策定・実施が求められています。同年１２月に策定されたこども大綱は、子ども施策の総合的な指針として、政策形成における子どもの参画や意見聴取、権利教育の推進、救済機関の整備などを盛り込んでおり、自治体の計画づくりや制度設計においても、子どもの意見を反映することが求められています。
・こども大綱の内容をふまえ、大阪府は令和７年３月に「大阪府子ども計画」を策定しました。同計画では、子どもの権利をすべての施策の前提として位置づけ、特に子ども・若者の意見表明の機会づくり、人権教育の推進、困難を抱える当事者への支援を重点分野として掲げています。
・深刻ないじめや児童虐待が社会問題となるなか、一部の自治体では、子どもの権利侵害に対応する救済機関（子どもオンブズパーソンなど）の設置が進められています。子どもが安心して相談できる環境を確保するためには、独立性・中立性が担保された体制構築が必要となります。

# 東大阪市の現状と課題と今後の方向性

【現状と課題】
・いじめや児童虐待などの権利侵害への対応や、子どもが相談できる窓口の整備などの取組みは進められているものの、本市においても、子ども・若者の権利に対する理解や意識は十分に浸透しているとは言えない状況にあります。

・子ども・若者の声を丁寧に聞き、その意見を施策やまちづくりに反映していく仕組みについても、さらなる充実が求められています。加えて、権利侵害を未然に防ぎ、早期に適切な支援や救済につなげる体制の強化が課題となっています。

【今後の方向性】
・子どもを「権利の主体」として明確に位置づける本市独自の条例制定に取り組みます。あわせて、子ども・若者の声を丁寧に聞き、その意見を適切に施策へ反映する仕組みづくりを進めます。
さらに、権利侵害を予防する観点から、早期発見・支援・救済まで切れ目のない体制を整備することで、子ども・若者が安心して暮らすことができ、子ども・若者の権利が尊重されるまちをめざします。







**東大阪市子どもの権利に関する条例制定審議会の公募市民委員のみなさま**

## 方針

### 01 （仮称）子どもの権利に関する条例の制定

子どもが権利を侵害されることなく、自分らしく生きることはもちろん、夢を持ち、その夢を実現できるまちとなるよう、子どもの権利を保障することを目的として、「（仮称）東大阪市子どもの権利に関する条例」を制定します。

### 02 子どもの意見を聞き施策に反映

子ども・若者がまちづくりの様々な分野に主体的に参画し、自由な視点や感性に基づいて意見を表明できる機会や場を拡充します。また、その意見が施策に適切に反映されるよう努めるとともに、子どもアドボカシーに関する理解の促進に向けた取組みを進めます。

### 03 権利救済機関の整備

いじめや児童虐待など、子ども・若者への重大な権利侵害に対し、迅速かつ適切に対応できる体制を構築し、救済機関の整備を含む、より実効性のある権利擁護のあり方について、検討を進めます。また、子どもが安心して相談できる環境づくりに取り組みます。

### 主な取組み

**・（仮称）東大阪市子どもの権利に関する条例の制定**
**・こども・若者の居場所づくりを推進**
※主な取組みについては、第２次実施計画ver2.0における事業を記載しています。今後バージョンアップした場合は適宜追加します。

| 指標 | 目標値 |
| --- | --- |
| 子どもの権利に関する条例の制定 | 令和9年度制定 |